

議案第29号

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 市民文化活動センター（第5条－第13条）
- 第3章 美術館（第14条－第16条）
- 第4章 運営審議会（第17条）
- 第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（設置目的）

第1条 発表、練習等の場の提供を通じて、市民の文化・芸術に関する自主的な活動を支援し、また、優れた文化・芸術に接する機会を提供するため、この施設を設置する。併せて、市民によるボランティア活動等を支援する施設を提供する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八幡浜市民文化活動センター

位置 八幡浜市62番地1

（管理）

第3条 市民文化活動センター（以下「センター」という。）は、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（施設）

第4条 センターに次の施設を置く。

(1) ホール

- (2) 展示室
- (3) 音楽練習室及びスタジオ
- (4) 会議室
- (5) 和室（茶室）

第2章 市民文化活動センター

（使用の許可）

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、他の法律により禁止されているもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、備品又は美術品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 第1条の設置目的に添わず、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が、その使用を不相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前条の規定により許可をする場合において、管理上必要な条件（以下「使用条件」という。）を付けることができる。

（使用者の責任）

第7条 第5条に規定する使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの使用に際して、この条例並びにこれに基づく規則及び使用条件に従わなければならない。

- 2 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 3 使用者は、使用の取消し又は変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。
- 4 前3項に掲げるもののほか、使用者は、教育委員会が指示した事項を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し及び使用条件の変更)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けていたとき。
- (2) 第6条第1項各号の規定に該当する事由が生じたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 市が公用又は公共用に供するために使用する必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用条件の変更によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1（美術館の使用にあつては、別表第2）に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料に係る納付の方法及び期日は、別に定める。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第1項第4号に該当するものとして、教育委員会がその使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由によって、使用許可に係る使用をすることができなかつたとき。
- (3) 使用開始の日前10日前までに使用の中止又は変更の申出をした場合であつて、かつ、教育委員会が当該申出に特別の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第12条 使用者が、当該使用許可に係る使用を終えたときは、直ちに使用に供した施設等を原状に回復して、返還しなければならない。

2 前項の規定は、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停

止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失によってセンターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、損害賠償の額を減額し、又は賠償を免除することができる。

第3章 美術館

(名称)

第14条 第4条第2号に規定する展示室は、「八幡浜市美術館」（以下「美術館」という。）と称する。

(使用の許可)

第15条 美術館に所蔵する美術品等を学術研究等のため閲覧し、写真その他の方法による撮影をし、原版を使用し、又は一時的に借受け等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

(特別使用料等)

第16条 前条の規定により許可を受けた者は、別表第3に定める特別使用料を納付しなければならない。

2 美術館の展示物を閲覧する者は、別表第4に定める観覧料を納付しなければならない。

3 第9条第2項、第10条及び第11条の規定は、前2項に規定する特別使用料及び観覧料について準用する。

第4章 運営審議会

(審議会)

第17条 センターの円滑な運営と使用の促進を図るため、八幡浜市民文化活動センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 文化・芸術に関する活動を行っている者
- (2) 文化・芸術に関し造詣の深い者
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者

(4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年（特定の地位又は職にある者をもって充てられる委員にあつては、当該地位又は職にある期間）とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員（前項括弧書に規定する委員を除く。）に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第5章 補則

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 令和2年8月1日

(3) 別表第1二階の部の規定 令和2年9月1日

（使用許可に係る準備行為）

2 第5条に規定する使用許可（別表第1二階の部に係る部分を除く。）及び第15条に規定する使用許可を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により、その申請を行うことができる。

3 第5条に規定する使用許可（別表第1二階の部に係る部分に限る。）を受けようとする者は、附則第1項第3号に規定する日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（審議会の委員の任命に係る準備行為）

4 第17条の規定による審議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても同条の規定によりすることができる。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

（単位：円）

区分	部屋名	基本料金		
		日中	夜間	終日
		9時から17時まで （1時間につき）	17時から22時まで （1時間につき）	9時から22時まで
一階	スタジオ	660	990	8,910
	音楽練習室1	110	160	1,460
	音楽練習室2	220	330	2,970
	音楽練習室3	110	160	1,460
	音楽練習室4	220	330	2,970
	和室（茶室）	330	490	4,430
	会議室1	220	330	2,970
	会議室2	220	330	2,970
	会議室3	220	330	2,970
二階	ホール	1,480	2,220	20,000
	楽屋1	110	160	1,460
	楽屋2	110	160	1,460
	楽屋3	110	160	1,460

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、基本料金の3割の額を加算する。
- 2 入場料を徴収して使用する場合は、次の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算する。
 - (1) 入場料の単価が1,000円以下の場合 基本料金の3割
 - (2) 入場料の単価が1,000円を超え、3,000円以下である場合 基本料金の5割
 - (3) 入場料の単価が3,000円を超える場合 基本料金の7割
- 3 使用時間は、使用当日において準備をし、又は片付けを行うために要する時間を含むものとする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とみなし

て計算する。

- 5 使用時間を延長した場合は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）それぞれの区分（22時以降にあつては、夜間の区分）に規定する1時間あたりの基本料金の額を加算する。
- 6 舞台のみを使用する場合は、基本料金の3割に相当する額とする。
- 7 使用当日以外の日において準備、練習、整理等のために使用する場合は、基本料金の5割に相当する額とする。
- 8 前各項の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第9条関係）

美術館使用料

区分	基本料金
展示室1	1日につき2,200円
展示室2	1日につき2,200円
展示室3	1日につき2,200円

備考

- 1 1日とは、午前10時から午後6時までをいう。
- 2 使用者が専ら展示の準備をし、又は片付けを行うために使用する場合は、基本料金の5割に相当する額とする。
- 3 入場料を徴収して使用する場合は、基本料金の5割に相当する額を加算する。

別表第3（第16条関係）

特別使用料

区分	使用料
写真その他の方法による撮影及び原版の使用	1点につき1,100円
貸出し	市長が定める額
その他	市長が定める額

別表第4（第16条関係）

観覧料

区分	観覧料（1人1回）
特別展示	市長がその都度定める額

備考

- 1 特別展示とは、美術館が企画し、特別に展示する美術品等の展示をいう。

提案理由

八幡浜市民文化活動センターの設置に伴い、必要な事項を定めるため。